**別紙3　地中ばり水槽の構造基準**

第1　地中ばり水槽（別図9）

1　位置

消防車両が容易に進入、部署でき、消防活動上支障のない位置に設置し常時使用可能な状態とすること。

2　容量

常時、40㎥以上の水量が確保できること。

3　構造

(1)　水槽底までの深さは、底設ピット部分を除き、地表面から4.5ｍ以内であること。

(2)　水槽内には、給水管・排水管・電気配管等他用途の配管を通さないこと。

(3)　内部仕上げは、床及び壁を全体防水措置するものとし、上階が居室等の場合は必要に応じて、天井に防湿工事を施すこと。

(4)　吸管投入口は、消防車両が容易に部署できる位置に2か所設け円形とし、その直径は60㎝以上であること。吸管投入口の鉄蓋については想定される上積荷重に十分耐えられるものとする。

(5)　吸管投入口を設けない場合は、採水口及び点検口を設けること。

ア　採水口は第3により設けること。

イ　点検口は直径50㎝以上とし、点検に際し支障のない位置とすること。また、点検口に設けるマンホール鉄蓋は、原則として防水型とし、容易に開放できない構造とすること。

(6)　過剰充水による水損の防止措置

ア　吸管投入口及び点検口から確認できる壁面に充水の最高限度、充水量を樹脂系の黄色のペイントで標示すること。（別図10）

イ　地中ばり水槽である旨と、マンホールから満水面までの距離を記載した標示板を、吸管投入口及び点検口付近の水槽内に設置すること。（別図11）

(7)　原則として給水栓（自動給水を含む）は設置しないこと。

(8)　水槽内には、原則として点検のためのタラップを設けること。構造上、設置することが困難な場合は、この限りでない。タラップを設ける場合は、ステンレス製又は防錆性能を有するものとする。

4　消防水利標識

屋外の吸管投入口又は採水口付近の見やすい位置に、基準どおり設置すること。（別図1）

第2　兼用水槽（別図12）

原則認めないが、兼用水槽でないと設置できない場合に限り認める。ただし、位置、容量及び構造は、前第1（第1.3(2)を除く。）によるほか、次のとおりとすること。

(1)　容量は、消防法で定める消防用設備等の必要な水量と40ｍ3を合算した水量以上とすること。

(2)　構造は、消防水利として40ｍ3以上活用した後も、消防法で定める消防用設備等に必要な水量が確保されていること。

(3)　必要により給水栓を設置してもよいこと。

第3　採水口（別図13）

1　位置

消防車両が容易に採水口に部署できること。

2　構造

(1)　採水口は、次によること。

ア　原則として、2口以上（100ｍ3水槽の場合は4口以上）設けること。

イ　取り付け高さは、地盤面から結合部の中心まで0.5ｍ以上1.0ｍ以下とすること。

ウ　採水口相互間は、概ね30cm離すこと。

エ 材質は、JIS H5111（青銅鋳物）に適合するもの又はこれと同等以上のものとすることとし、結合部は呼び径75㎜のめねじとし、JIS B9912（消防用ねじ式結合金具の結合寸法）に適合すること。

オ　覆冠を設け、面板等に「採水口」と表示すること。（別図7）

(2)　導水管は、次によること。

ア　採水口1口ごとの単独配管（口径100mm以上）とすること。

イ　消防車両を使用して、1ｍ3/min以上の取水ができるようにすること。なお、口径の算定にあっては「配管口径算定要領」によること。（別表）

ウ　吸水口は、集水ピット内とし、集水ピット床面より30cm程度離すとともに、吸水口相互間は50cm以上離すこと。(別図14)

エ　材質は、SUS 304TPDステンレス鋼鋼管、JWWA K144（日本水道協会規格品）又はPWA001（配水ポリエチレン管協会規格品）に定める水道配水用ポリエチレン管(PE)とし、PE継手についてはJWWA K145又はPWA002（同規格品）のうちＥＦ継手のものを使用する。なお、PEは屋外の露出部分に使用しないこと。

オ　配管は必要に応じた腐食を防止するための措置を施すこと。

(3)　外部への通気管は、次によること。

ア　口径は、100mm以上（100ｍ3水槽の場合は150mm以上）とすること。

イ　先端は180度曲げ、異物の混入を防止するための網を設けること。

ウ　材質は、原則としてJIS G3452（配管用炭素鋼鋼管「白ガス管」）に適合するもの又はこれと同等以上（ステンレス鋼鋼管等）のものとすること。なお、白ガス管で架空配管する部分は、外面の腐食を防止するための塗装をし、埋設配管する部分は、防食テープ等により措置すること。

(4)　逆止弁・止水弁・水抜弁等は、次によること。

ア　飲料用受水槽等に導水装置を設置する場合は、必ず逆止弁・止水弁を設けるとともに必要により水抜弁を設けて水が滞留しない構造とすること。

イ　水抜弁又は空気抜弁は、点検に容易な位置とすること。

ウ　止水弁を設ける場合は、採水口付近とし、必要に応じてその旨表示すること。